

(別紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成25年4月1日現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>(1～6 省略)</p> <p><u>7 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）</u></p> <p><u>8 同（次葉）</u></p> <p>(第2～第7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第 8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～105 省略)</p> <p><u>106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）</u></p> <p><u>107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）</u></p> <p><u>108 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）</u></p> <p><u>109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書</u></p> <p><u>110 特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）</u></p> <p><u>111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例を受けるための届出書</u></p> <p><u>112 同（付表）</u></p> <p><u>113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）</u></p> <p><u>114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書</u></p> <p><u>115 山林についての相続税の納税猶予の免除届出書</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第 1 共 通 関 係</p> <p>(1～6 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(第2～第7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第 8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～105 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p>

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～32 省略)

33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が(旧)幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

36 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財産法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書

37 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書

(第10～第11 省略)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～32 同左)

(新規)

33 租税特別措置法第40条第11項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

34 租税特別措置法施行令第25条の17第21項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

35 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財産法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書

36 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書

(第10～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5 納税管理人届出書	様式1のおりとする。
6 納税管理人解任届出書	様式2のおりとする。
7 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）	様式3のおりとする。（新規）
8 同（次葉）	様式4のおりとする。（新規）

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式5のおりとする。
2 同（控用）	様式6のおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のおりとする。
13-6 同（第8の3表の付表）	様式9のおりとする。
25 同（第14表）	様式10のおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式11のおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式12のおりとする。
37-2-1 同（第8表の3表）	様式13のおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式14のおりとする。
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書	様式15のおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
22 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書	様式16のおりとする。

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

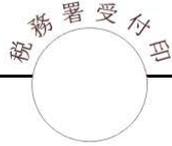
様 式	改 正 事 項
1 平成 年分 特定路線価設定申出書	様式17のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書	様式18のとおりとする。
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書	様式19のとおりとする。
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式20のとおりとする。
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式21のとおりとする。
106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式22のとおりとする。（新規）
107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式23のとおりとする。（新規）
108 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式24のとおりとする。（新規）
109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式25のとおりとする。（新規）
110 特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）	様式26のとおりとする。（新規）
111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例を受けるための届出書	様式27のとおりとする。（新規）
112 同（付表）	様式28のとおりとする。（新規）
113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）	様式29のとおりとする。（新規）
114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式30のとおりとする。（新規）
115 山林についての相続税の納税猶予の免除届出書	様式31のとおりとする。（新規）

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書	様式32のとおりとする。
33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が（旧）幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書	様式33のとおりとする。（新規）
34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書	様式34のとおりとする。
35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式35のとおりとする。
37 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書	様式36のとおりとする。



納税管理人届出書

平成__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	㊟
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	㊟
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 __年__月__日生
相 続 税 贈 与 税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。		
納 税 管 理 人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	㊟
	届 出 者 と の 続 柄 (関 係)	
	職 業 又 は 事 業 内 容	
法の施行地外における住所 又は居所となる場所		
納税管理人を定めた理由		
そ の 他 参 考 事 項		(1) 出国 (予定) 年月日 平成__年__月__日 帰国 (予定) 年月日 平成__年__月__日 (2) その他
関 与 税 理 士	(電話 - -)	
税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	名 簿 番 号

(資3-21-A4統一)



納税管理人解任届出書

平成__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	㊟
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	㊟
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 ____年__月__日生
次の 相 続 税 の納税管理人を解任したので届出します。 贈 与 税		
解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	
選 任 し て い た 地 と き の 納 税 地		
納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		
関 与 税 理 士	(電話 - -)	
税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	名 簿 番 号

(資3-22-A4統一)

(納税地)	□□□□-□□□□□
(氏名・法人名)	

_____ 第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 長
財務事務官 印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

(資 3 ②-28-A 4 統一)

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

(資3②-29-A4統一)

相続税の申告書

FD3527

税務署長 年 月 日 提出
 相続開始年月日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)			①	
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)				〒 (- -)	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)	①	円		円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③				
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤				
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	000		000	
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	(人)	00000000		B	
相続税の総額	⑦	00		左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
一般の場合 あん分割合 各人の⑧	⑧	1.00		円	
算出税額 算出税額 各人の⑨	⑨			円	
租税特別措置法 第70条の6第2 項の規定の適用 を受ける場合 算出税額 (第3表 ⑩)	⑩			円	
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑪)	⑪			円	
各人の納付・ 還付税額の計算					
暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表2⑫)	⑫				
配偶者の税額軽減額 (第5表⑬又は⑭)	⑬				
未成年者控除額 (第6表1⑯、⑳又は㉑)	⑭				
障害者控除額 (第6表2⑲、㉒又は㉓)	⑮				
相次相続控除額 (第7表⑳又は㉔)	⑯				
外国税額控除額 (第8表1㉕)	⑰				
計	⑱				
差引税額 (⑬+⑭-⑯+⑰-⑱) (赤字のときは0)	⑲				
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑳)	㉑	00		00	
小計(㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒				
農地等納税猶予税額 (第8表2㉓)	㉓	00		00	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉔)	㉔	00		00	
山林納税猶予税額 (第8の3表2㉕)	㉕	00		00	
申告期限までに 納付すべき税額 (㉒-㉓)	㉖	00		00	
還付される税額	㉗	△		△	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要があります。

第1表 (平成24年4月分以降用)

※ 税務署
 通 信
 日付印
 年 月 日
 (確認
 者印)

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付けてください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑳)があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

申告区分 年分 名簿番号

申告年月日 グループ番号 捺印

第1表 (平25.7) (資4-20-1-1-A4統一) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

相続税の申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)				
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)				〒 () () ()	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥			円
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人)		円
	相続税の総額	⑦			円
	一般の場合	⑧	1.00		
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨			円
	算出税額 (第3表)	⑩			
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)	⑪			円
各人の納付・還付税額	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬			
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭			
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮			
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯			
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰又は⑱+⑰-⑱) (赤字のときは0)	⑲			
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧⑨)	⑳			円	
小計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑				
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒			円	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓			円	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉔			円	
申告期限までに納付すべき税額 (㉑-㉒)	㉕			円	
還付される税額 (㉑-㉔)	㉖	△		円	

第1表 (平成24年4月分以降用)

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑧) があるときの⑱欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑱

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

被相続人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の
名称又は氏名
(法人整理番号)

()

第1表の付表3 (平成24年4月分以降用)

1 信託の明細

番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地
1		
2		
3		

2 信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。
3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び葬式費用の明細書)には記載しなくてもください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税額等の計算

③ 相続税の算出税額(第1表の受託者の④又は⑥欄の金額)	④ 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の⑬欄の金額)	⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)	⑥ (③+④-⑤)の金額
円	円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算			
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)	⑧ ⑦の価額に基づく事業税等の額		⑨ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑩ ⑧の価額に基づく事業税の額	⑪ ⑧の価額に基づく地方法人特別税の額	⑫ ⑧の価額に基づく道府県民税の額	⑬ ⑧の価額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円
⑭ 法人税等控除額(①+⑩+⑪+⑫+⑬+復興特別法人税の額)	⑮ (③+④-⑭)の金額	⑯ 申告納税額(申告期限までに納付すべき税額)(⑥-⑭)	
円	円	円	

(注) 1 ⑧又は⑩の各欄は、⑦又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑪又は⑫の各欄は、⑦又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
3 ⑬欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
4 ⑭又は⑮の各欄は、⑬欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
5 ⑭欄の「復興特別法人税の額」の計算方法については、裏面4をご覧ください。
6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑥-⑭)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算

番号	⑱ ①欄の金額	⑲ ⑱欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	⑳ (⑱×㉑)の金額	㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	㉓ 信託財産責任負担債務の額(㉒-㉓)
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
4 ㉓欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
5 ㉓欄の金額(㉒-㉓)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
「⑩」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑪」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
「⑬」欄の金額は、第1表の⑳欄に転記します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

人格のない社団又は財団に課される相続税額の 計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					被相続人			
					人格のない社団 又は財団の名称	()		
					(法人整理番号)	()		
1 遺贈により取得した財産の明細等								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	
					固定資産税 評価額	倍数		
1							円	
2								
3								
4								
5								
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①		
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							②	円
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算								
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)		④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額		⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額		⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)		
円		円		円		円		
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)		⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額		⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額		⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額		
円		円		円		円		
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+復興特別法人税の額)				
円		円		円				
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算								
⑭ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)		⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)		⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)		⑰ 限度額 (⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)		
円		円		円		円		
4 申告納税額(納付すべき税額)の計算								
⑱ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)		⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)		⑳ 申告納税額(納付すべき税額) (⑱-⑲)		(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の㉒欄に転記します。		
円		円		円				

第1表の付表4 (平成24年4月分以降用)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。
なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (4) 「⑬」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
「⑭」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑮」欄に転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表 (平成25年分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に算入される価額 (①-②)	
			種類	細目	所在場所等	数量			①価額
1	・	・					円	円	円
2	・	・							
3	・	・							
4	・	・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名 (各人の合計)								
④金額		円	円	円	円	円	円	円	円

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者) (受贈財産の番号)
 私 [] は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 [] の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をいたしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をいたしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。
- 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附(平成25年11月30日以前の寄附に限ります。)をいたしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
・					円		
・							
合 計							

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

名簿番号	
------	--

税務署
受付印

_____年____月____日提出

〒 _____ 住 所 (居所)

申請者 氏 名 _____ ④ 電話 _____

税務署長 _____

遺産の分割後、

- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

の適用を受けたいので、遺

産が未分割であることについて、

- ・相続税法施行令第4条の2第2項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2第13項又は第15項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
- ・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

に規定するやむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名 住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類

- ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
- ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
- ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
- ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住 所 (居 所)	氏 名	続 柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計 (被相続人)			財産を取得した人		
氏名							㊸
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)		
住所 (電話番号)					〒 (-)		
被相続人の職業							
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号							
区分		㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額 (㊷-㊶)	㊶ 修正前の課税額	㊷ 修正申告額	㊸ 修正する額 (㊷-㊶)
取得財産の価額 (第11表㉓)	①	円	円	円	円	円	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1㉗)	②						
債務及び葬式費用の金額 (第13表3㉗)	③						
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1㉔)	⑤						
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	△ ,000	△ ,000	,000	,000	,000	,000
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人) ㊹ 0,000,000	(人) ㊺ 0,000,000	(人) ㊻ 0,000,000	左の欄には、第2表の㊺欄の㊻の人数及び㊼の金額を記入します。		
相続税の総額	㊼	00	00	00	左の欄には、第2表の㊼欄の金額を記入します。		
一般の場合	㊽	1.00	1.00				
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	㊾						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1㉑)	㊿	円	円	円	円	円	円
税額控除							
配偶者の税額軽減額 (第5表㉒又は㉓)	㊿						
未成年者控除額 (第6表1㉔、㉕又は㉖)	㊿						
障害者控除額 (第6表2㉔、㉕又は㉖)	㊿						
相次相続控除額 (第7表㉗又は㉘)	㊿						
外国税額控除額 (第8表1㉙)	㊿						
計	㊿						
差引税額 (㊿+㊿-㊿)又は(㊿+㊿-㊿) (赤字のときは0)	㊿						
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表㉓)	㊿	00	00	00	00	00	00
小計(㊿-㊿) (黒字のときは100円未満切捨て)	㊿						
農地等納税猶予税額 (第8表2㉗)	㊿	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉘)	㊿	00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (第8の3表2㉙)	㊿	00	00	00	00	00	00
申告納税額 (㊿-㊿)	㊿	00	00	00	00	00	00
申告期限までに納付すべき税額 (㊿-㊿)	㊿	△	△		△	△	

フリガナは、必ず記入してください。

※この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄通付日付印年月日
〔確認〕者印
集計票(備考カード)

(注) ㊿欄の金額が赤字となる場合は、㊿欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㊿欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表㉓)があるときの㊿欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分	名簿番号	検算印	
---------	----	------	-----	--

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

㊿

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

山林納税猶予税額の計算書

被相続人	
林業経営相続人	

第8の3表(修正申告用) (平成24年4月分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額(山林納税猶予税額)を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	④ 修正前の課税額	⑤ 修正額	⑥ 修正する額(⑤-④)
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額	円	円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)			
③ 特定価額(①-②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄)の金額の合計)	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額(第2表の⑦欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤-⑥)	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑥-⑦)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額(⑦×⑩)	⑩ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	⑪ 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額(⑫の合計額)	00	⑭ 相続税の総額(⑫の合計額)	00

(注) 1 ⑥欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
 2 ⑨及び⑪欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算

区分	⑬ 修正前の課税額	⑭ 修正額	⑮ 修正する額(⑭-⑬)
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(⑬+⑯-⑰))の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑬×1の⑱/1の(⑳+㉑))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-林業経営相続人の修正申告書第1表の㉒)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の⑬×1の㉒/1の(㉓+㉔))			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤-林業経営相続人の修正申告書第1表の㉕)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫))(赤字の場合は0)			
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑥」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑥」の金額とします。
 2 ⑥欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「a-b-⑦」の金額が⑥欄の⑥欄の金額を超える場合には、⑥欄の⑥欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施策対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑥欄の⑥欄の金額は⑥欄の⑥欄の金額を超えることができます。
 3 ⑥欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額⑥」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑥欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の③又は⑥欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額⑥」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認	
---------	----	--	----	--